

不動産業関係団体の長 殿

建設業関係団体の長 殿

建設関連業団体の長 殿

資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減、
催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和 3 年 5 月 7 日に開催された第 6 3 回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、緊急事態措置を実施すべき区域に、5 月 12 日以降、愛知県及び福岡県が追加されるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間が 5 月 31 日まで延長されました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、5 月 9 日以降、北海道、岐阜県及び三重県が追加されるとともに、5 月 11 日をもって宮城県が除外され、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が 5 月 31 日まで延長されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添 1～3 のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼があり、さらに別添 4 のとおり、引き続き基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき都道府県及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（中略）について住民に対して協力の要請を行うこと、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととしています。

そして、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第 2 5 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添 5 のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添について着実に実施して頂くとともに、貴会会員に対しても、周知・呼びかけを行う等の対応をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添 1）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス緊急事態宣言等について」

（別添 1 別紙 1）新型コロナウイルス感染症対策本部長「新型コロナウイルス感染症緊

急事態宣言期間延長及び区域変更」

- (別添1別紙2) 新型コロナウイルス感染症対策本部長「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示」
- (別添1別紙3) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年5月7日変更)
- (別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」
- (別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
- (別添4) 移動の自粛に向けた呼びかけについて
- (別添5) 第25回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示